

7桂産農振第1540号
令和7年10月15日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

桂川町長 井上利一

| | |
|-------------------|---------------------|
| 市町村名 (市町村コード) | 桂川町 (404217) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 吉隈 (吉隈一・吉隈二・吉隈三) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和7年10月15日 (第1回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は水田が主体のため、水稻为主要作物である。地域内では、多面的機能交付金を活用して地域全体で農地の維持に取り組んでおり、瀬戸地区以外の地区には認定農業者がいるものの、地域全体では農業者の高齢化が進んでいることから、新たな担い手となりうる後継者の育成を図ることが必要となっている。

豆田地区は、近年宅地化が進んでおり、他の地区も狭小など条件の悪い農地もあることから、今後も継続して営農可能な農地の選別を進める必要がある。

有害鳥獣による被害が年々増加しているため、鳥獣対策が課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

引き続き水稻の栽培を中心に行うが、今後は、収益性が高い生産物等も検討していく必要がある。

今後農地の集約化を進めるには、地域内の中心担い手である農業法人の意向を踏まえた集積、集約が必要と考えられる。

また、有害鳥獣からの被害を防ぐため、地域全体での検討を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|----------|
| 区域内の農用地等面積 | 44.35 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 44.25 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | 0.10 ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域としており、保全・管理等が行われるところは、農地転用予定の農地である。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農業法人や担い手への農地の集積・集約化を基本としつつ、支障がない範囲で、他の農業を担う者による農地利用も進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地権者や担い手の意向を踏まえ、農地中間管理機構を通じて集約化を図る。

(3) 基盤整備事業への取組方針

現時点での基盤整備事業の予定はないが、農作業の効率化を図るため、畦畔の除却による農地の大区画化等について検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外から多様な経営体や、新たな新規就農者を受け入れる体制を整備し、関係機関と連携しながら取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

現時点での農業支援サービス事業者等への農作業委託は予定していない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|-----------|-------------------------------------|-------------|-------------------------------------|---------|--------------------------|----------|--------------------------|------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input checked="" type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④畠地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> | ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携等 | <input type="checkbox"/> | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

①有害鳥獣対策のための防止柵の新設や修繕を行うとともに、猟師による捕獲を継続する。

③農作業の省力化・効率化を図るため、スマート農業の更なる推進を図る。

⑦耕作放棄地を増やすいため、地域全体で農地の適切な保全管理を継続する。